公　告

諸　事　項

登録を受けたクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の17の２の登録をした者から、法第35条の17の14の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の17の13の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第133条の12の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和７年４月24日　　四国経済産業局長　小山　和久

名　　称	株式会社フジ・カードサービス
本店の所在地	愛媛県松山市宮西一丁目２番１号
登録番号	四国（ク）第８号
営業廃止年月日	令和７年３月31日

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年４月24日

中国地方整備局長　林　　正道

１　処分をした年月日　令和７年４月３日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　イワタニ山陰株式会社　桑原　　剛　島根県松江市学園２―16―37　国土交通大臣許可（般―05）第25240号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業及び管工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和７年３月31日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告